

基本診療科

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・急性期一般入院基本料 急性期一般入院料2
- ・療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1
　　療養病棟在宅復帰機能強化加算
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算2 20対1補助体制加算
　　急性期看護補助体制加算 25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）
　　夜間100対1急性期看護補助体制加算
　　看護補助体制充実加算1
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・医療安全対策加算1
- ・医療安全対策地域連携加算1
- ・感染対策向上加算3
- ・患者サポート体制充実加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・データ提出加算2口
- ・入退院支援加算2
　　入院時支援加算
　　地域連携診療計画加算
- ・認知症ケア加算3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ハイケアユニット入院医療管理料1

特掲診療科

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算 救急搬送看護体制加算2
- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・薬剤管理指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅持続陽圧呼吸療養指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・検体検査管理加算1
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・遠隔画像診断
- ・CT撮影及びMRI撮影　撮影に使用する機器：16列以上64列未満のマルチスライスCT
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（1）、初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（3）
- ・運動器リハビリテーション（3）

- ・呼吸器リハビリテーション料（2）
- ・人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1
- ・導入期加算1
- ・透析水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
 - 1 高速回転式経皮経管アレクトミーカテーテルによるもの
 - 2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの
 - 3 アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術)
- ・経皮的僧房弁クリップ術
- ・不整脈手術（左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）に限る。）
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)
- ・両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- ・植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの)
- ・植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・経皮的下肢動脈形成術
- ・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）
- ・麻酔管理料 I
- ・看護職員処遇改善評価料 32
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 1
- ・入院ベースアップ評価料 47

- ・入院時食事療養（1）・入院時生活療養等（1）